

課題	標準積算基準との乖離が想定される工種※において、実勢価格との乖離を原因とした不調・不落が発生 ※以下「特定工種」と言う
対応	特定工種について公告時に参考価格等を提示し、施工後、見積による実勢価格で変更 → 「簡略積算方式」の試行 特殊な施工条件や実勢価格との乖離が大きい製品等により、不調・不落の懸念がある場合には積極的に採用 入札手続き中に見積もり徴収しないこと、応札者における積算作業の軽減などにより、 <b>手続きに係る期間を短縮できる</b> ※当初発注における設計図、詳細図などを省略する所謂、「概略発注」ではない

## 簡略積算方式(試行)

### 【概要】

- 特定工種について、公告時に参考価格等を提示し、施工後、実勢価格を反映する方式
- 現場実態に応じた受注者からの見積りにより、適切に設計変更を実施
- 発注者は、見積りの妥当性を確認
  - (1) 乖離がある場合 → 見積りで変更
  - (2) 乖離がない場合 → 官積算で変更
- 変更時に実勢価格を反映

### 【手続きのイメージ】

